

平成29年3月31日付課法2-2ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

法人税基本通達関係

1 災害関連措置の常設化に伴う災害関連の個別通達の基本通達化

平成29年度税制改正において、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際に特別立法で措置されていた災害損失の繰戻しによる還付制度や災害損失がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付制度が、法人税法に常設の規定として設けることとされました。

上記の改正に伴い、これまで個別の法令解釈通達で明らかにしていた次の取扱いについて、同様の取扱いを法人税基本通達に定めることとしました。

(1) 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（以下「震災特例法通達」という。）

で明らかにしていた震災損失の繰戻しによる還付に係る取扱い

(2) 「平成28年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（以下「費用通達」という。）で明らかにしていた災害損失特別勘定への繰入れを行った場合における災害損失の額の範囲等に係る取扱い

2 災害損失金の繰越し

○ 災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲（基通12-2-2 新設）〔震災特例法通達15-2〕

災害損失の対象となる繰延資産の範囲について、他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものの具体例を明らかにしています。

○ 災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損（基通12-2-3 新設）〔震災特例法通達15-3〕

棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、原則として災害損失の額には含まれませんが、法人が、災害のあった日の属する事業年度において、災害により著しく損傷した棚卸資産又は固定資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、その処理を認めることを明らかにしています。

○ 災害損失の額に含まれない費用の範囲（基通12-2-4 新設）〔震災特例法通達15-5〕

災害損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことを留意的に明らかにしています。

○ 災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲（基通12-2-5 新設）〔費用通達6、震災特例法通達15-4〕

災害のあった日の属する事業年度において、法人税基本通達12-2-6により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該事業年度の災害損失の額に含まれることを明らかにしています。

○ 災害損失特別勘定の設定等（基通12-2-6 新設、基通12-2-7 新設、基通12-2-8 新設、基通12-2-9 新設、基通12-2-10 新設、基通12-2-11 新設、基通12-2-12 新設、基通12-2-13 新設）〔費用通達2～5〕

法人が、災害のあった日の属する事業年度において、災害により被害を受けた棚卸資産等の修繕等のために、災害のあった日から1年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れた場合には、その災害損失特別勘定として繰り入れた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することを明らかにしています。

また、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に算入することとなりますが、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けることにより、その修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで、災害損失特別勘定の残額の益金算入を延長することができることを明らかにしています。

○ 繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合（基通12-2-14 新設）〔費用通達8〕

繰延資産の基因となった他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合には、固定資産に係る災害損失特別勘定の設定等に関する取扱いを準用することを明らかにしています。

○ 修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算（基通12-2-15 新設）〔費用通達7〕

災害損失特別勘定への繰入れを行った事業年度後の事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、その事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額からその事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額がその事業年度における災害損失の額となることを留意的に明らかにしています。

3 所得税額の還付（改正）

災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において災害損失の額がある場合には、仮決算の中間申告において、災害損失の額を限度として、そ

の中間期間において課される所得税額でその中間期間における法人税額から控除しきれなかった金額を還付することとされました。

○ 仮決算の中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算
(基通17-2-1 新設)

仮決算の中間申告による所得税額の還付の規定を適用する場合における災害損失の額の計算については、災害損失金の繰越控除の取扱いを準用することを明らかにしています。

4 欠損金の繰戻しによる還付(改正)

災害のあった日から1年以内に終了する各事業年度又は災害のあった日から6月以内に終了する中間期間(災害欠損事業年度)において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書である場合には、前2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額(欠損金額のうち災害損失の額に達するまでの金額)に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました。

○ 還付所得事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付(基通17-2-4 新設)
〔震災特例法通達15-7〕

還付所得事業年度が2以上ある場合、青色欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得事業年度に配分するかは法人の計算によることを留意的に明らかにしています。

○ 中間申告書の提出を要しない法人の還付請求(基通17-2-6 新設)
〔震災特例法通達15-1〕

前事業年度の法人税額に基づき計算した予定税額が10万円以下となる場合又は災害等により申告書の提出期限が延長されたことにより中間申告書と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を要しないこととされていますが、中間期間に生じた災害損失の額があるときは、仮決算による中間申告書の提出を行うことができることとされているため、これらの場合であっても、仮決算による中間申告書の提出と併せて、災害損失の繰戻しによる還付請求ができることを留意的に明らかにしています。

○ 災害損失欠損金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付(基通17-2-7 新設)
〔震災特例法通達15-6〕

青色欠損金の繰戻しによる還付請求をすることができる法人は、災害損失欠損金額以外の欠損金額を有する場合には、青色欠損金の繰戻しによる還付請求をすることができることを留意的に明らかにしています。

○ 欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算（基通17-2-8 新設）

災害損失の繰戻しによる還付の規定を適用する場合における災害損失の額の計算については、災害損失金の繰越控除の取扱いを準用することを明らかにしています。

5 その他

○ 被災者用仮設住宅の設置費用等（基通7-3-17の3 新設、基通7-8-10 新設）〔費用通達9・10〕

上記のほか、被災者用仮設住宅の設置費用の取扱いなど、費用通達で明らかにしていた取扱いを法人税基本通達に定めることとしました。